

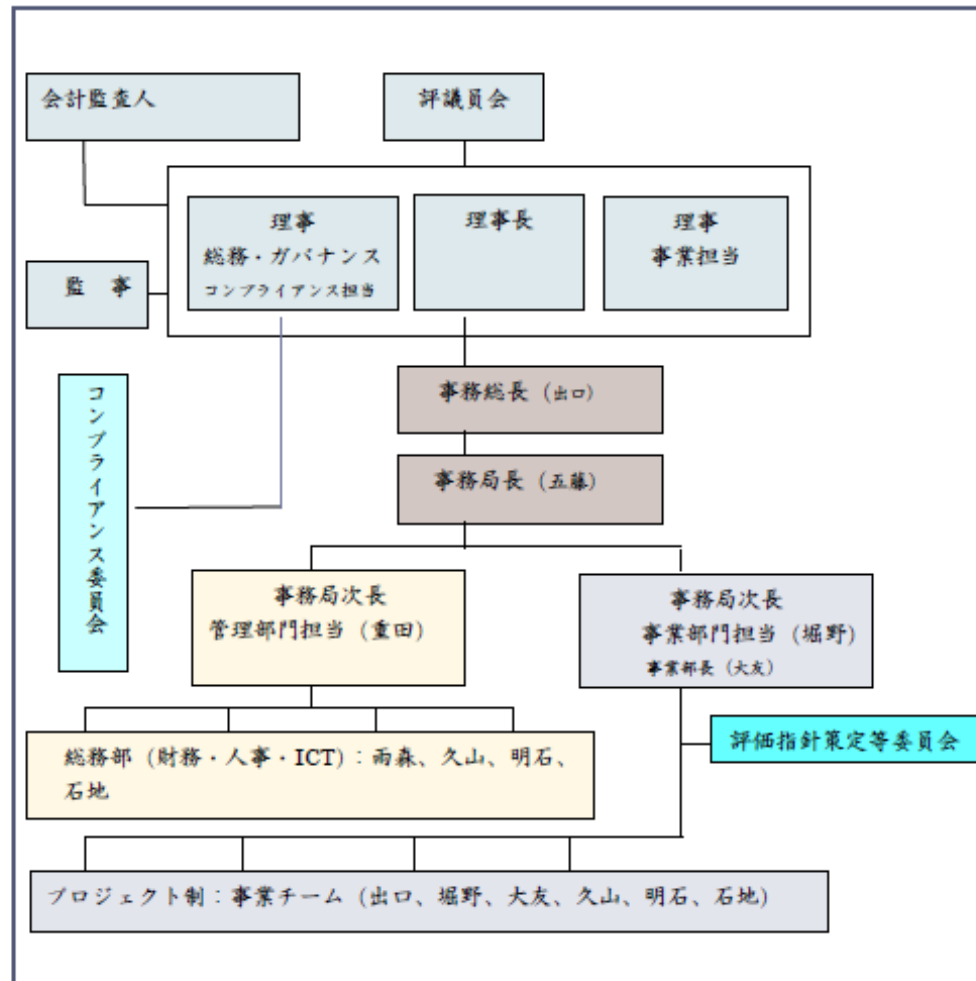
5. 組織:「飛車角方式」

大山康晴流の「受け」の美学

藤井聡太流 「攻め」の美学の両立

飛車角方式からの段階的发展

(1) 第1ステージ組織図 (2019.1.1 付)



6. ガバナンス及び内部統制等の管理体制について

本スキームにおける休眠預金の預金者の保護とは、資金を無駄なく有効・適切に活用すること、不正や不適切な資金の使用を防止していくことも含むと思料。

1. ガバナンス体制について

(1) 一般財団法人としてだけでなく、公益財団法人としてのガバナンス体制を整備する

指定を受けた後、直ちに公益認定を申請し、**公益財団法人**として民間公益活動を推進する法人にふさわしいガバナンス体制を整備する。

(2) ガバナンス・コード(法人統治の原則)の策定と実現のための施策の実施

金融庁の「コーポレート・ガバナンス・コード原案」(平成27年3月公表)を参考に、指定活用団体のガバナンス・コードを策定することで、ガバナンスの役割を明確にし、組織として助成業務の品質の持続的向上を図る。この策定したガバナンス・コードに基づき、その実現のための具体的な施策を実施する。

この指定活用団体のガバナンス・コードには、民間公益活動の企画・発案及び助成事業の審査・決定、並びに成果の評価・監査、研究・分析結果の公表等の業務の品質や組織の機能の向上・確保を図るとともに、組織運営の透明性の確保、関係諸方面との対話・意見交換、情報開示等に関する原則が含まれる。

(3) コンプライアンス体制について

①ガバナンスを支える内部統制を適切に整備・運用するとともに、次頁の「2. 内部統制について」の「(2)内部統制の整備・運用の重点事項」に記載の項目を実施する。

②監事監査、会計監査人監査、内部監査による業務監査及び会計監査については、十分な監査時間と資源を用いて、内部統制と財務書類等の開示情報の信頼性を確保し、預金者の保護と国民の負託にこたえるよう努める。

③資金分配団体に対しての監督にあたっては、助成事業の成果の適切な評価が行われるよう仕組みを構築するとともに、不正使用の防止と適正使用を図る体制がとられているかに留意して監査を実施する。

2. 内部統制について

(1)適切な内部統制の整備・運用についての基本方針

内部統制については、金融庁の内部統制監査基準（国際的標準であるCOSO報告書（※）の「内部統制の統合的フレームワーク」に準拠した、我が国における内部統制の整備内容の基準）を念頭に、会計監査人（監査法人）による計算書類等の財務書類の監査をパスできるよう、当法人の規模及び事業の社会的重要性にふさわしい水準で整備・運用し、もって預金者及び国民の利益を保護し、当法人の説明責任を果たさなければならない。

※米国のCOSO(The Committee Sponsoring Organizations of the Treadway Commission、トレッドウェイ委員会支援組織委員会)の報告書(内部統制の基本的枠組みに関する報告書。1992年公表、2013年5月改訂版公表)

(2)内部統制の整備・運用の重点事項

- ①内部統制のうち、全体統制を構成する諸規程を次頁の**別紙**のとおり整備する。
- ②法人内部者・外部者を問わず通報・相談できる内部通報制度を整備運用する。
- ③監事による業務監査の対象は理事の意思決定・業務執行を中心に実施されるため、将来的に内部統制のモニタリング手続きである内部監査制度の設置を検討する。また、組織の規模拡大に応じて、業務監査の手続が増大することに対応するため、常勤監事を設けるか又は内部監査制度を設け監事を補助することを検討する。
- ④休眠預金等活用団体として適正な資金の活用を実施するため、倫理規則及びコンプライアンスに関する役員・職員への教育研修を継続的に実施し、適切な懲戒制度を設けるなど、不正防止を徹底し、違反事項の正当化を許さない、規範意識の高い組織風土の醸成を図る。
- ⑤事業実施・研究活動・法人経営に関わる高度な人材の育成・確保を図る。

別紙 諸規程一覧（指定申請時提出済みの規程及び整備予定の規程を含む）

基本規程		組織規程		業務管理規程		
済	定款	済	組織規程	済	経理規程	資金分配団体審査管理規程
済	倫理規則	済	組織図		予算実績管理実施規程	資金分配団体監督基本規程
済	評議員及び役職員と資金分配団体及び民間活動を行う団体等との関係規則		業務分掌規程		資金運用管理規程	資金分配団体監査規程
		済	職務権限規程（法人全体） （「職務権限表」を含む。）		有価証券管理規程	助成案件審査管理規程
	評議員選任・解任委員会規程	済	稟議規程		固定資産管理規程	休眠預金等活用制度評価指針作成基本規程
済	役員報酬規程	済	監事監査規程		購買管理規程	
済	評議員の報酬等に関する規程		内部監査規程（内部監査制度設置時）		外注及び業務委託管理規程	個別助成事業成果評価基準作成規程
済	評議員会運営規程（細則）			済	債権管理規程	
済	理事会運営規程（細則）	人事・労務規程		済	文書管理規程	その他活用制度に関する規程
済	理事の職務権限規程		就業規則（雇用契約形態別に作成）	済	契約および業務委託規程	その他業務管理に関する規程
済	規程等管理規程	済	職員給与規定（雇用契約形態別に作成）		印章管理規程	基準・細則・取扱要領・マニュアル等
	規程管理表（一覧目次）		育児休業規程	済	情報公開基本規程	規程等作成基準
済	リスク管理基本規程		介護休業規程		安全衛生委員会規程	反社会勢力対策マニュアル （暴排マニュアル）
	危機管理規程		退職金規程		知的財産権管理規程	
済	コンプライアンス規程		旅費規程	済	個人情報保護規程	防災マニュアル
	内部通報制度規程（公益通報者保護法対応）		人事考課規程		特定個人情報保護規程	人事考課マニュアル
済	経営計画基本規程		従業者執筆著作及び講演等取扱規程		情報システム基本規程	マスメディア対応管理取扱要領
			綱紀審査・懲戒規程		情報システム運用規程	その他各種細則・マニュアル等
			人材育成・研修計画基本規程		内部情報管理規程	
			その他人事・労務に関する規程		広報管理基本規程	
						済 = 指定申請時提出済み

当法人のガバナンス及び内部統制等の管理体制について

3. 監査体制について

(1)必要十分な監査(業務監査及び会計監査)の実施

- ①十分な監査時間と資源とを用いて、内部統制と財務書類等の開示情報の信頼性を確保する。
- ②監査の連携の確保。監事と会計監査人(監査法人)とが適切に連携するとともに、監事監査(業務監査)を適切に実施することにより、会計監査人との協力体制を構築する。法人の規模の拡大に伴う監事監査(業務監査)の手続き量の増大に対応するため、内部監査制度を設けることも検討し、監事監査の適切な実施を図る。
- ③職業的専門家による水準の高い業務監査・会計監査の実施
 - － 監事は弁護士及び公認会計士を選任し、法務(コンプライアンス)・法人経営・会計・内部統制・情報開示について専門的見地から水準の高い監査を実施する。
 - － 会計監査人(監査法人)は、上場会社の登録監査事務所であり、かつ金融庁ホームページに開示されている「『監査法人の組織的な運営に関する原則』(監査法人のガバナンス・コード)を採用した監査法人のリスト」に掲載されている監査法人(2018年10月1日現在の掲載監査法人数:15法人)から選任しており、高品質な監査を提供しうる監査法人である。

(2)資金分配団体への主な監督体制

- ①資金分配団体の選定にあたり、助成金の不正使用の防止と適正使用を図る体制がとられているか、資金提供契約の遵守が図られる体制になっているかについては、明確な基準・原則・達成必要項目を策定し運用する。
- ②資金分配団体が助成事業を審査し選定するにあたっての基準を当法人が策定し、資金分配団体に遵守させ、審査・選定過程を文書化させる。
- ③助成事業の成果を明確にして適切な評価が行われるよう、定性的評価、定量的評価の客観的測定・評価基準(評価ツール)と評価の文書化・チェックの仕組みを構築する。
- ④当法人において、資金分配団体に対して上記①②③を監査する体制を構築する。監査担当者の専門性向上を図るとともに、必要十分な監査時間と資源を用いて、休眠預金等活用業務全体の信頼性を確保する。
- ⑤資金分配団体が資金提供契約に違反した場合に、適切に事実検証・対処する体制を構築する。

4. 情報開示について

(1)情報開示に関する基本的事項

- ①情報開示については、情報公開に関する法人内規程を制定し、情報の作成基準及び作成・検証過程に関する内部統制を整備した上で、情報開示内容及び開示方法が適切かについて理事長等の責任者の承認を得なければならない。
- ②情報の開示・公開にあたっては、ICTを活用して、開示情報の管理及び情報利用者の利便性の向上を図る。

(2)関係諸法令に基づく情報開示の実施

- ①当法人が関係諸法令等に基づき開示が求められている情報は以下の通りである。
 - － 関係諸法令休眠預金等活用法及び関係法令に定められた財務書類その他の情報の開示
 - － 一般財団法人として、さらに公益認定後は公益財団法人として求められている財務書類その他の情報の開示
- ②上記の開示情報については、開示情報作成・検証に関する内部統制を整備運用するとともに、監事もしくは会計監査人の監査が必要な情報については監査を受け、それ以外の情報については、誤りがないか内部の検証を実施したうえで、開示する。

(3)「基本方針」に基づく情報開示の実施

- ①「基本方針」において広く公開することとされている、制度改善や活動促進に資する調査及び研究の成果、収集・蓄積された民間公益活動の取り組みに関する情報を分析し構造化された知識、成果評価結果等の構造的に整理された情報などの開示を実施する。
- ②関係諸方面との対話・意見交換の基礎となる情報の開示、及び対話・意見交換内容の適切な開示を行う。
- ③上記①②の情報開示にあたっては、ICT等を活用して情報の作成手順を整備するとともに、情報が作成手順通りに適切に作成され、誤りがないかについて検証の上、開示する。
- ④研究成果の開示にあたっては、知的財産権の侵害や保護に留意し、知的財産権の管理体制を構築する。

6. その他

申請書の20その他参考となる事項を記載した書類に、審議会委員が記載すべき事項の回答

別紙様式3について

- 今後の対策
- チェックリストを全て1チェック1項目としたものを自ら作成(以下例)。

評議員、役員、職員及び会計監査人(就任予定者を含む。)の氏名、住所、履歴及び専門的能力等に関する事項を記載した書類(別紙様式3及び4)



評議員、役員、職員及び会計監査人(就任予定者を含む。)の氏名、住所の一覧表(別紙様式3)

評議員、役員、職員及び会計監査人(就任予定者を含む。)の氏名、住所、履歴及び専門的能力等に関する事項を記載した書類(別紙様式4)